藤孝事記

680
フ
61

一ふて申しまいらせ候 さむさ日ましにつのり候へ
ともまつ〳〵御そく才にいらせられ候よし めて度そんしまいらせ候
なを[illegible]もかはらせられ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
よ[illegible]
[illegible]

680
フ
61

[illegible]圖書

[illegible]
昭 29. 7. 18
184070
圖書館

おりいまゐ　ゆう

いせのうまれりしくらく世の中ちゑんのみなれきれかし

れいかりくしらをハすくこいのなるいつきまし　一首〆し

右等八郎節

今日被出京可申上候悟し丞様被爲成被待并平御神

同被聴せ候ニ付就御ニ付御機嫌伺

一播道ニ候者申上候大坂ニ被為　上意ニ入御機嫌ニ候

之候ハ、情ニ商人来申しも明石河州表ニ而御事致申

世ハ油引ニ被仰付し

一西国之牢人凡五十人程集居候て於其調御之儀

一於此表集候者被止由承候て御上へ御届

之とき八ケ所御立候　上意ニ就而御心得

つゝしみ候

一和州八ケ所陣屋ニ被仰付御目付

これより御ニ付同ニ被仰候

廿五日　秀孝判

曽我出羽　細川秀孝

貳ヶ条ハ候て御ニ候

昨日之余所見し候て御覧し

のけれ候て申候て御ニ候

又ニ候て御ニ候て

世子様ニ而御合掛リ候由

十一　曽我兵部少輔へ　細書

猶又昨日ゟ内々申遣候処、右申遣候趣承知之旨、先方ゟ申来候

無據御用合之事ニ付、御用向ニ付同意ニ而可申掛候旨

分別之上見合、及御答ニ候ハヽ、来年御会ニ付可申遣候

余之儀事ニ在之候ハヽ可申遣候

達書

十二日

兵部　御手判

松作様

右之往来ニ付奏性之義可申遣候

松平豊前守殿江被申候処、先ニ而承知之旨、御返答有之

房総気之状儀ニ付、清兵衛ゟ承候処追而可申

奏性之儀要之候様申候而、若候儀付其段申候

書付ニ而御達之

御礼

十廿日

兵部

松平備後守殿　御返翰

今度御国御入湯ニ付御逗留中御内意之

仍御修行之儀、右国御立寄之節、御見合之儀

思召之由、御内書御使ゟ相下候、紀伊守

へ相伺候処、前々之通可申由、且又可申遣候

九月廿七日　卜部大輔兼孝

謹上　肝付殿

御返之御状承候、然者愚意之様子委細申上候由、尤御

下向之事申候趣委細候之条、令省略候

書判　　重吉 御判

九月廿九日

清水 御作

大夏之事、遂路次同申上候処、以別帋兼言入之旨被申

候承申候、将亦一覧申候処、花押等可有之候

被差下候、然間申候、恐々謹言

書判　　重吉 判

正月廿七日

松作 御中

為年頭之祝儀使者以入念候、仍而加龍王丸送候

御用之様子承候、被下之候得共

尤以可申候、何茂御心得候て委細候、以使者

又御相談之旨、猶追而可申候之条、令省略候、恐々謹言

書判　　重吉 御判

三月廿五日

松作 御中

然しなから天災事出来候由ニて御苦労之由ニ御座候
早〻帰り候様ニと存候かしく

出雲

二月廿四日　[illegible]

松作まいる

来状之趣致承知候 然ハ[illegible]中務之[illegible]
[illegible]ニ而[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

子[illegible]之事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
かしく

出雲

八月廿三日　[illegible]

松作まいる

[illegible]
[illegible]
[illegible]

御返し申納候處兼て御報告を被下候
趣も承知可有之候尚具に可申上候
謹言
卯月十四日　玄哲　判
松作　人々御中
其中過日者独自見へ不申御相談致し度候
事自然御暮し向御手元御座候ハヽ御相談
仕合之處我等儀も御返事可申上候
誠外一通御出し則早速御願申上候へ共
御報告を以て御承知可被下候

謹言
六月朔日　玄哲　判
松井作蔵殿　参る
新米我か家へ遣候處相届候哉承知致し度候
謹言
六月廿四日　玄哲　判
松作　参る
西蔵書之様子此通一冊差上候例年之通別段
様子ニ而長久御同道仕合難有奉存候右等之儀
中一人無之由申越候松田見届可申候

甚中ニ見て候之様し
由緒
十二月廿八日　言経判
松井佐渡殿　まいる
医之事申通候処かね柳本春閑東　御当馬に
村松御供御陣に候候処御出候国共粮調候
[illegible]事付候へ共御来御记之義候而安細寄及小野
市兵衛入候処候に付候ハヽ御大魂不[illegible]御候[illegible]
尤不使者好未可致候ヘ共御用記ニ取御郷ニ候へ共
ニて候し

十二月十三日　言経判
佐渡守　由緒
[illegible]　言経
御宅へ御書御尋候処とて来候て候ハヽ
御渉状先刻小野市兵衛へ御郷来て可被成候
養候中國にも不國事候而御事可候て御書状申
候に付候而可然候而御候而御見候家御由緒
和泉ニ我御何とも無事へ[illegible]候得候ハヽ得候へく
可有之候ニ而御見候而御用候様太宗及市まで可
御座候而御筆御ニて候
霜月十三日　由緒
言経判

飯田半兵衛　日光奉

従　常憲院様御下御書付書面之趣承知候様被仰付
御代々被仰付候儀ニ付高御様ニ候得共委細書付
相違無之五月頃迄ニ被仰付候ニ定而御取計之儀
常憲院様御代御書付之通當年御国許御願相成候
而者御差支之儀ニ付御返答之上御取計可被下候
以上

七月八日
飯田半兵衛

丁保

幸吉判
藤五兵衛
幸吉

差出

御下之儀は御手数御書付御代ニ付御届之趣承知致候
御取締之儀者御返答ニ付相済候

六月廿四日
藤兵衛
幸吉判

格別
之儀

右御書付之趣致承知候依而神文之通合点仕候
就而者追々御届可申上候ニ付御取計之上
段々御取計之儀奉願上候以上

清兵衛
幸吉判

五月十七日
出羽様御役人中

早々御座候て宜敷ニ御座候[illegible]
候とも猶更[illegible]申上候得共
上意之趣も御座候ハヽ可然と
奉存候[illegible]是迄[illegible]申上候
[illegible]
先以御目出度[illegible]

[illegible]
三右衛門

下書

長兵衛

木村 何様

三月廿日[illegible]相届[illegible]
二月朔日之御手紙[illegible]
御手紙之趣[illegible]相[illegible]
[illegible]以上

五月十九日

喜兵衛

三月廿日[illegible]

百年

物ごとも[illegible]人[illegible]
みなさま[illegible]

然ル処御出勤被成候ニ付候ヘハ宜御手
にゝの御すアり候ハゝ寸ゝ而上ヘ差御読
書ニも書相認し候可下旅の心
可被成候御座候ヘ共又かし
そゝ候へし

卯月廿三日 [illegible]

三右衛門

茶屋殿

国分寺ヘ為織何色致しかしこまり候事ゆへ
此方ヘも御来章有之候旨也
此段程ヽ木　上意候御座候
候て文被申候事にて候
申し参り候ニすへ候得共
それより御座候
かしく

十六日

某より　[illegible]

今般先々御忌遊ニ而参会被成候御前大概
事候御法会之通迷惑御厄介候而抱し陸離之寺院敬
法請之儀是通し間ニ於て一事し而後相勤申し
於ニ一事来掛筆して置候
以上　　　　　言利
明暦某此度下
大心院殿御園梅之記念ニ年々毎日無怠年
多年来井地ニ於て引し今後七年以後一天今年納し
於の為ニ依つてし立候候し

御りもの
大心院
侍者中
綱吉卿右衛
成孝判

昨日の御手書、香細之雅文にて三杉の御消息之歌
御尤に聞候悦、若と拝誦仕候二読返候
三十年の春に花ハ散し御座候
杉の庵の梅し香の露の紅
花咲ちる雲にそ流る花ならく
山さくら梅　花後の色ならむ
立やすし尾上の鶴の声そそ

右本の通りに御座候間左様御承知可被下候

今夜申付候様仕度何も御相談いたし度候

一の手ニ而相成候様両方共御通達有之度

韮山役所

筆頭役所のこと

御代官

江川

一 右之通り申渡候ニ付御預所之者共へも与力

并同心共ニ為申聞陣屋番之者迄不洩様可申付候

仍如件

月日 御長 御朱印

華頂越前守

孫九郎

御奉行衆

御小人目付

御代官

方々へ申渡

一 右御預所文様之段申付候所今般支配所之儀ハ後々迄

御預所文書之儀御取調之上御吟味相済

御預所御代官ニ而御預り被成候ニ付御達有之

由々上大仏之儀候

謹言

正月七日　萩（花押）

友閑老下

折紙并向後之儀、以書状一段忠節之御義可（別心）

有之候、就其敵又各々任其方覚悟申置、可相加之候

其趣可申入候、仍如件

関白具社起請文事

元亀四年二月十七日

華渓寺
秀

御宝前八幡宮文旨

関白起請文事

右意趣者、大君与華渓境目事、双方申分在之間、以書面意趣相見之、相解不合、私曲為有、日本國中神祇殊八幡大菩薩并面々氏神可罷蒙御罰者也、雖然各可及分別、将藤孝江得御意、以奉行法度上可申究者也、仍起請文如件

天正参年

六月九日

長岡兵部少輔
　　　　　　主殿（花押）

松平和泉守
乗全

水野出羽守
忠之

久世大和守
廣周

上京大和守
元親

三上云臣
安清

華盛頓府大統領

大日本国与亜米利加合衆国通信之儀極子殊厚し御理遣
せ被事し且其両国之間和親被成候様存候
可然様ニ御取計し

米国書記官
求政

六月十六日

米国書記官
求政

三上右近　友清

毛利若狭　猶貞

上原玄蕃　元親

赤松雅楽　清貞

松井喜兵衛　慶之

大島権介
　春貞

草津市之丞
　御宿所

一天気之儀付当月晦日ニも又々可有御座候
添書之通り御沙汰候左様心得

十月十八日　三吉御判

〆

上ノ包紙
　御殊
　三吉

奉追悼

泰勝院殿前兵部詠

序

夫高名者ハ智仁信勇の三徳一つもかけてハ叶ふへからす又よし二ハ
一方ハ代のためにあらすといふことあらし然ハ誰人のさきにすれとも四国秘物
おほく此道ハ猶次 よろしきやうなれとも是をしれる人はすくなし
こゝにも知れけり志みのこゝろをしりてあれハ同胤の好みにしたかひ家の道
を此道の達者なれハ名をも得たり猶すなる事ハ世にもすくなかりき
それハ又志つかれハ花鳥の遊ひ於ても猶しけるとなる
此好風とふるるのち後とゝまりける此年の末つかた和歌は

人丸赤人の詠をひろめ之あらんかきひしく開版するまいかにや

のよ飛鳥井にて出し八月の雅をも取ちらしてよ也あけの

さる辞別ハ何ときところもゆるされずなるまい日も九日の申刻

ともあまり七十五余七日を限りとして露の玉ちる末

はなはだ抗ひしとらん嗚呼悲哉此事死別のなみだあらはに の

たぬすれん事定と云はとよ　上人のさしあはせ下万人

まなびの是をなすのちにて事なることを所々属しけり

作りとよ半年月をつたね君臣のつまき事、天のの

ませきも浅き此直の深み事ハ書物とはの恥とも存へ

きと事と出すつけ哉直ハ御撰集かへしくあるる

ちはやふる神代のむかしより此和歌は此国の風俗として是を

巻をことに倉門にもあまたより乱の道の開派

もなかくきまし此心を人をしてもてはやさるゝ

氏　万葉の下向ても是にくはしく此道のあるによるなり

三十一文字綴つめ或八十七十四音をゆるしを局て句と

なりぬるに即ものハひきつけ　上読を後とし下の心を表す

此作歌に一字千金事ありとこれをもとへいとよ

八代集ありてより此人撰（授）一人の心入をもて　当今御

連枝まこと世の人ともなりゆく人丸赤人かありと

和歌とてまあそすやとさきひしこれハ此御撰集のあたり

こゝろなき人とはおもふまされねはなかなかきゝやけうとけれとものゝさた
あら世中とて所存をみえんするほとも人の嘲哢を忘
れましく右の御詠の一字一くを師の名文字のかうやに
ちすにあてつゝのきよはら此一首のうたをつけ申奥
前に秘事ある所の人は泥泥の水をもてしかれるかれは
かくのことくきらく人の国にて此人の代は此恵りやき歌業
の此歌をもちそらんのちにみえなるをこゝろえしれあてしかるへん

慶長三戊年

八月四日

光廣記之

古今に関係ある作之思ふ様らてあれはいふまても
おしやくとあひらしれしきみの又いひんきん也
ゆへし道光をとえしある

一 同しく家の義とは義理の義をいふなり
善いさなかり義理は万物にしたかふて家々は家事を
なすとみえけるに見分れとあるもちのよりの分には
きゝときこえし侍る
或人二条のこたへに云をとりてさらにこれやりとこれなりや
ゆえしとはいふ連哥すること多のおもて上なるとも
みへなるものは連ねてもまさにおもふうれしまの事

余ハ京都のちや店よりまゐりしにひきいれられまいりあそ
いたり同会跡

一　其同ハちきしよりのかなしよきこと写御やくの事
ありしの上にありなるまゝまゝつたへてそれよりとし

一　同りかのをこのハこゝろさきてとつきし乱声あらは
あん印別し

慶長四龍集屠維大淵献暦

二月上旬上册刊へまつりかえんへよんとせつくことし子両
まそりてそやかきしひてあきる三月上旬かへる生仕
本所伏見にまゐりの事ありし年のおかげなそてわけまゐ

まつりまた御返りての雑談

一　関東出陣の時富士をよく見給ひしより其年よりて
らくてゆくにそれハおそろしく皆ちりてしまひて又
冬て　細かき高根の雪をよく見られおよ
るねすゐの川辺にていち面白くおほゆる富士の
姿そのまゝよろしく田子浦にうかひたるとこゝろ
の境ありハ及さるわか事し　其比は田子の浦にて見しなと
かすかなるもとそこそてもそれをハ皆よきの人
よこそあるりしとくこちのよふにかれハあそ
けおものまゝしてそのまゝ面白き景色のこころ

よろしき程なし

三月十四日　参吉田

一遠所出前將の書籍の目録添見んや其の此子とみえしかば

とかのことをよろこびあへり　よろづかはし　各わか紀表象筆記

の名ころきれなりみえたる中の会色こそれなり河物呉

のわたかくとりみりのあり即わりのいろ紫をよむし我かわか

志きよりてなるべし　候なり

同十六日参吉田於同侍なと来て各あり八重殿

此一の七ころ中にてこせれ詩人心得かる不審ぞ同

一家易ころちかりのいつれ見ゆるべきより　全てのゆりの八せそきよろしきこと

一此ころ秋のことく寺つとめ候て候の事柄もやおい八ろか

ありとみりし寺一首ころ候てまするとかう八いきわたると

折ふし寺八自我のあわれみあるの心あるれこそもまた

寺の道なりけるとおもひ道なり連寺八よき為るた

あるはかくのことくなる八世んとこそなりけり

六月十五日より於丹判記之

十六日　於葉瓢雑談

一栗田口の法眼のかきしるし御風あの筆工桜の畫なる

色をも常に心にこそいふ事八あつくる自の法眼の後のかさねかく八

見るすなかと思ひつきまいりて申すさしくも寺持す事

給ふしやうとはこれハ今ミ三年八二条ニてあらあり
なりしをも二条殿のまへにてありしを
廿三日　梅之見物　文殊之坊久有満田庄人　忠兵衛尉有勧　於下述之こく
一ひめ宮の寺花ありしまへにてありし名所のよきに八御所
香具ハ姫のこありきすハありしくまいりのよきにし御所をしまし
一名高きまいりハ蘭奢香をなりしこれありハあるさき
こきありひハきてのなきかくし別ありかなし
一同しき吉田殿の九一代集ハなかよしの外
益ゝよききし要君を読人ありかなし
同年十月

一観世大夫勧進能ありて聚楽の御所の前にてありし
慶長五庚子年　二月廿二日
也足軒同座参於吉田数刻雑談入夜而帰
廿六日
阿野羽林同座参於吉田殿てよとのきてまいりく相振
之所大坂にてものかはり一風躰勝手にかし
三月四日
於八条殿有御連歌連歌無之
十七日
連歌入来右清水にし楽し歌談合連歌好御返四首也

慶長雪月すかとこて我か偲の事有もとゆりとこと

同年十二月二日暁来参吉田番あて歌為當座会

三日入夜

四日 吉田子有乱舞今出川右府亜相之儀あり乱舞にあまて雅談

一十二月 禁裏に御能有り宗盤

中道謡の衣装にあとうすへ入りあり仕付大坂の衆へつて三折

終三のころの事そて此座あり中道衣装のなかきは

ことまうてかうみわさにそ田うのうすかわ芳様とする

事によきつうハなきこそれの事これなのうちまち

ことやうとうてしき事のあろうろきこそ好所ろ

古色に読してさ聞えに仇雅なるの事もまさしふ事ハ

志ろ風雅なといさ聞えにこちの真なるともいうすすめし

なりとまうくなることの一座なりは仇ころの気ま心と

すうハわやしちのとゆ聞こまえうきこそ長にかん

さるあしきしと言所にあうとそれもいかさ至とするる

のまうきといふくつきまくのなるとのしまし

一西行太敵 西王母 あれ忍事関寺小

一番も子くなると

一八番般古今御関寺右府すこ亜相大臣在側忠

えうなくこうしてしよ事くこる

一西斎題の庭にあり[illegible]てまた風あるべしと
のたまひぬ
廿五日　吉田ニ参ル昨日乱髪ノ御詠なし
一西の歌あくひ上の[illegible]ねやうなれこと[illegible]あらつよきてと
二三くまたすら八風のくなるへきしなをさ[illegible]よく
なるへきしなわあよこそ嘆てよきこしかのあるへき
一又曰一首のいつよこは[illegible]第一[illegible]をうなすべくハくなき事と
いふあときもし年寄てとるきし[illegible]へちゝかつくべき事し
一首の[illegible]もてまきつ付ハゆるきと吹へてことなきをよ又[illegible]
ねるてなすきてさハきし[illegible]まし[illegible]や

九日　参吉田石枝ハ[illegible]かなと[illegible]れ[illegible]
　　　子[illegible]信子[illegible]
十日　也足軒へ行ハ[illegible]文[illegible]
廿二日　於松下民部少輔所有雅会　見物
一西洞院ハあすさき連歌と[illegible]連歌ぬれかまれしか
あさきハ[illegible]のと[illegible]事ハあわしの[illegible]あわし
此理[illegible]ハちてまハあわしの能[illegible]連[illegible]
よわかし
　同二年十一月廿九日
一[illegible]来臨ニ光白の辛[illegible]西白の[illegible]し当月[illegible]
三首をこと[illegible]一[illegible]慶[illegible]し市の辛[illegible]つの[illegible]

ちと都の事とし一両つもの心地なかゆらしまり都の
年四日し都郎そうなむつき乳やかも九重花
おなじくよそくし郎都の木かゑて昔のまま人家にて
よみなるもあやしきまでのかはらぬもなかりけに
あつめてそしいるも今にしそかなしてこそ名をとゞめ
むかしよりにある昔のさまなくそしるを

廿日　奈吉田和哥秘抄一覧

慶長六辛丑六月十日　奈吉田三位殿次第

一此の人まさのや能書にて和哥ある先一能都に参られて
なるとおもふ何の藝もみちの人まさにまうでまいらせてなかるまじ

あらゆきの事つまり寿秋し都に参れて又つまらぬとも
つまらぬ人あるべき

同年十一月廿日

一於河野亭有連歌若右近句ニ
夜毛明やも月のさやかさに気をそして秋の明ける
秋は月のさやかなるといふ句にも同
西芳寺秋の明月八月のすくれにある秋も明
明るくとも月さやかの夜も更のきにありて同明
へきとおもうして日はとおもひ
一ろをのつきも事のかたよりて右のあはせきて

ちや馬のものにし されハ下手ハのりてゆく時もずたる強し
かうなるも上手ハなりよりすくゆくわさをするもそれよし

廿三日　於八条亭有連哥

細川玄旨のもとへ参て数寄の咄をうけ給　秀昌

一雑談の中にある時光広の連哥ハ公卿也あちらへつきと
おちあふても趣を心得理あるを連哥ハいひつくし有
しても其趣をつくすなるよし

九月九日

一右日八条亭右府殿上の風情ありて不参且又
雑談あり　光広卿ほのかにありける宗説有

のうたひの本二十番ならひてこそあつて
一所作ハ宗説にうたひを習得すれハうしこまでて
いふそのうちをまねものうちそれをはいて習ふ事をさ
そもなくうたひかけてるを習ふ事をうたひおほゆるの稽古
いふ事も有ましきにてあり
一久しく碁ある也ある事もあつかいそれニ何の義を
あつかう御際のそうと定てありそてとても打けれの
御際ありてある時との御際あるといふ事今
またおなしても立ち事もなし何をするも
一指のおもをするにあるといふ事とさきをいふ事上ひ

ことなるありて そのちからに及ばずよきこともありいひ
すこしもわろしといふも見しそのうちにもひすにし
よろしきはあるまじと思ひもとこそいひつたへを
さるはかれこれよくひとりへ
一光琳は基本いひとりをさへてきるよろしきを
数これはるれもよろしき事も和の道しひとつこそ
とぞあるよきこと
一画所の所にて指子あるのまへをはなれ
やうなるありまり
一画所之所の時出入して出るはなれも出れると

いはく所に於て是
一宗祇進来いくらもありしそれつきには
よろしうなる事は一円なりしていかなる様の
尻尾もちるきとよろしそれのまことなりよりひ
ありつつてもこれにおよそへとおなじことあれし
一竹村あの屋敷は長くいひ所と申されは当家
伝のものひとつはきこそびといふものあれは知るまま
つらきもいかに画所より此の此の道にてむのまもし
一宗達光琳のうちにも何書あるとも狩野とされ
これはされはいかほどあることもいふべくうけれも又通

とも物をいひつゞけるをきゝてけすべきなし
一名物の茶をうけ飲時は其の茶をはしめて
ちと心得て其にて飾際の事相いたしつくべく候それより
それよりこと立はかへりいふもつねのこと昔より心得べし
ある程の事さりとてよくよく心得べし
一客事にてはなきなる名物の事をはなしする事を
わ別をしてあるはせうすゝむ事もあるべし茶入
なるべくちよつと事はいはぬ
一庖丁をするときさりそうとめいく度の一刀つゝきれぬ也
なるべくしてきれぬなり

一客亭主の語合の事は常に心得べき事とて
世人茶事の上は能きことに沙汰し茶事のかならず
ひろいくれなきもの也
一その席のものなかにも宗匠への心得
このうち数寄者はあまりあしく
一此の道具をはいづれもなる庖丁の図のことは
なかなか心得るをもって見るべし
一宗匠は古今の伝受あれどもあまりに人に見せぬもの
それゆへ秘伝とし其てあれあれといふ事とも
なにもかもあれこれ其事の事のつかふあしき也

よくさといふくあまるほのまつさるらんとすとなと
一ものゝけいふてうい事談柳営するものゝ事を
あししていふてさうされハげんくわうき哉し
同し年閏十月八日　朱花吉田奥のいろりかへらち　宗子まとおちてし陀羅の初御
一宗祇法師連哥を手向の興行する人ハなるほとの
みちやくせんをみすとがむ時ハ桃花軒の一句もひろわれまじき
あるこゝあやまちをそてするしといふものゝ物語に
さうなく此の別て世沈ありてしかるとあちても
なきうちに雨といふほとあるてもいまくあるまじとう
あるめのへそれるとそえたるて書残さる辛のゝものと

一紹巴とうりのこともつきものかきとりのしかもてと
まれして昌叱ならとうさうこと行りしても細あつんには
おもくも六日もあいつあることおりかるを
十一日　糸吉田ちうの宮より済て此のまへ所にて花生述住　此見此所この寺同し下なる有信村
十八日　阿野同道して糸花吉田のつ雑談
一あうき連哥の句をと見てなくされもしかるてある
面白し今時の行てあるあきとし
一宗養法とあるまて寄師もいてくまりしき
連哥あひようほし人のま連哥るとそつて
なりとなともする事をせんいふてもあへしてて面白成

庭あるしなとよくくみへして此読与れつこゝあそ
也とえそれハうつあさそりしゝつハ子うゑへきさるをいかそ
いゝまし五日ゑて此りしてあるらし

慶長七壬寅年

三月廿一日　内府前上洛

廿三日　吉田すミもる野殿にて何時ゟ一ふる九る
松千の乃ゟまゝ居られ

廿八日　東殿様言臣ゟ雑談衆まゝくゝゐ九ヶはゝゑ
亜相御あつむきさを切て出時あ新雑談衆
さうして出川着御ゑり修

一 光賢居殿をもてなし出させ我ゑよくもてなされて
此庭ありゝて殿にてよきひさをさうくるさ云ゝ申きさそ

まれうち殿り寺御のあいさつ南作にて殿ゑれ申し

四月一日　奈吉田殿者お寺まて申請候

六月廿八日

一 亜相に東殿御名久修からる石徳有甚名修卯
一 番まけ殿ゟ雑談衆御出迎殿をさたるまて大年
あるし調子ゑて入るさるの抛つきりあるさ
台子
茶碗てよれ申そてまゐりさ申て調子を閑て
そのゝとくに殿そ御ゑへてさひてこゝろさ茶
碗をゑうへてハひしきかすくきこゆるし申出て
あり時ゑ川くつまつつとて見申し候よ

一旨云自然の趣をあらはすへきよしなるにかなへり
一さまざまのせんにうつる大鼓ならく梅をといふ花なるを
つまみ今年より喩事の人のまねをするなりし
同年七月十四日 是の丸にて去年へ参る甚左衛門 仙台作す高安道本
ゆの一二番あり是右西切桜 笛 小笛 小鼓 六八
大鼓 忠五郎 謡 勘四郎 その外にてきた道遊山
ちいうてそれよりそのされ事し 軍一篇
譬喩経をうちみるに此らやうなるものふすめのと
はよりてやはらかなるをもてみえしあるを見はしきて
一小鼓をとりわからるうち楽をかうの人にこそのけうは

またひとつよみよみはんの子詠みいはこの今人氣のみを
隆房のことつりつ手をつれすとらいりしはれ和歌うん
詠いまで高川すれうちをくるよまれあれ有りし
旨うち扱う一西白き詠して平もよまふるわ
少拍いのまかなりし
十月三日 北市亭遊宴
廿日 家にてまかなし雅楽
一市云北陽明昌地隣氏のと舞もいはさ筆八
史記漢書をひくあれを拝まして有りてこなた
すらくもよめしとか

師西忌ハ今さて去り三光院殿のおりせられけるを
ありこれ一言も云はれしを源氏のお心に
相引ハあらなる引おいて去るとねやうになる
時よハ出しいろよしいはれもあしいそかなとき
ここもなる事し

同年十二月九日　未比墨落の礼とて

廿七日立春　而　歌并発句出之候
としこしはこゑのいそん／＼日の春
咲なる一瓜四日にこゑのいそんとしこゑのいそん
とまつ年こえハこゑのいはいそを以て鶯一瓜につきつゝ

おうれし
　晦日
墨落の礼ニ右田ニ参ニ而愛出之やうにし於論

一蓮部内近光重始浄化坊申ニ而大岡之意ニ而出詠
之太鼓をけいこいたし候ニ付候目利ニ付而仕合
合旅意見一読し恐多ニ浄化坊出刀ハ失ニあいし
とれ申し付ニ而よく出まして其の見言ニ附させ
仰せされ候ハ常々出詠の御かくへ仰付しかき
出刀ニ而存申仰せ付そうれもかしんと存出詠そへ

此ちるし公ミれハきうくろう事も限れ別ニ当
認候よれ被為を二晩此ニ至て一ニ二ヶ所ともこれ出来し亡
封何らして見をすらひらかしあまり此ふち一ハ二つて
此事ま示へ山家し一つまされ示よ此ニ存て有之ふるを
此ち山さそしくきつくろう事てんせい生つきるに
きうつし百た難を申候られ来年二年目利
けいことて百下ニ此致可ると振ま別目利け
いことを至ニおんのことくか内ニ至ひなき上ニ
此湖を浮ん五十三つし附　大閤ハ御舞る百下ハ
目利之も八浮ん乃事ましてかとも比らるとも

浮ん二此見ると純ゆとまし二十三て此景て
とそうの目利ニ申ふろうを山

一 当所桶物乳等ニ而当家年し附此作比ノ流物ニ
慶長乳分山寄ニて内淀川ゟ東ニ仁山地ハ作も
ふるし由

一 西ニ宿を作仕候侍を不致　当所桶生害ニ作封
作之申ふるのかもして拙集安を子ゟ当村ゟ存
大乳明退申処ニ取存申ふ

西ノ岡村

一 上植野村ニ秋田　西 長井　東 長井

一今里村ニあやめ　一開田村ニ中山路
一真海寺下ケ村ニ三穂　一下海印寺村ニ八田
一神足村ニ宮入
一寺戸村ニ野田竹田墨田畑土川ノ名も是九六七人
併住由
右之内物集女ハ　当所物集女村ニ而竹田ハ大塚へ
此者共ニ先年四戦ニ御討死仕、土田土川と申ハ古ハ
当所物集女ニ而有名成ニ而有之候処ハ
何も明白ニ相知れ不申候
一七墨と申ハ寺戸村ニ而喜提と申寺ニ有之候

夫分明ニ相知れ候得共右喜提分南西ニ墨ノ
名を七墨と申伝候由申候、此へも少し読申上候
由申候
右之寺戸村ニ九本ノ築計ニ御座候得共墨跡ニ
古事ニ而も相見えず、相違候得共
向寄老人共之奉申候
何分明白ニも不相知候
一郷中従来ハ老人共之ハ不存候

御尋ニ付

大御所様
一 定家ノ色紙
一 よくろきの御天目　但号花存天目
一 あまがさき壺
一 碁盤
一 碁石　碁笥共ニ
以上
将軍様
一 紫塵愚草一　源氏ノ抜書 宗祇上洲
一 かさね硯

以上
〇秀頼様
一 古今集　常縁ノ筆
一 古今ノ硯文臺
以上
〇八條様
一 古今集御相傳之箱
一 文字之箱一　之ハ幽斎ノ後方ノ御代 目録別紙ニアリ
以上
烏丸殿

一名所和歌四冊　伊予紀
一唐本ノ硯石　但此ノ硯中ニ在
　詠白兎
　以上
一後撰集　岩山道堅筆
　おくりぬ
　以上
　題林
一新勅撰　定家ノ真筆
一岷江入楚　也足ノ真筆

一まこそづんち
一吾妻鏡
一画冊抄仍化ニ抄出
一和歌詠草　歌後序書　画冊抄ハ筆
一三秘抄　古今ハ相傳ニ無キニ在之　但古今ハ相傳道具ノ物也
一新勅撰　定家筆
一岷江入楚　也足軒筆　五十冊
一万葉集　二十巻

古今仁相傳之箱

世三十九

三秘抄 右之箱ニアリ但古今仁相傳之道ニ付 幽斎公筆 細利ゟ伝ル

和哥部類 哥讀方之書 幽斎様御筆 細利ゟ伝ル

ロ古今 道晃院宮筆 箱書之八条様ハ幽斎様ヨリ伝ル

古今 栄雅筆

古今 妙成恩寺殿筆

三十六人集

千五百番哥合 十冊

八雲御抄 冨小路資直筆 七冊 細利公ゟ伝ル

紫慶愚抄 宗祇直判 四冊 細利公ゟ伝ル

後撰集 岩山道堅筆

拾遺集 西室了頓筆

詞花集 徹書記筆

ロ新古今 二冊 是ハ古今ニ入

ロ伊勢物語 幽斎様御筆 三之ニ入 是ハ古今之仁息在之候

玉吟集 上ノ冊ハ中ノ木下ニテ人ハ堀川殿筆 中ノ冊ハ下ノ紙ニテハ二冊ノ井数国筆

堀川院御百首 武田之信筆 細利ゟ伝ル

同第二度 飛鳥井雅綵筆

一品経和哥 尭孝筆

二八明記 七冊

詠五明記
天字ノ箱ニアリ
僻案抄　古今ノ古注　一冊
内
六ノ字ノ箱ニアリ
井蛙抄
六百番歌合　四冊
源氏系図　逍遥院五筆
同抄　河海十冊　花鳥十冊　弄花七冊
新撰菟玖波　宗祇ゝ助筆　廿二冊
詠歌大概　逍遥院筆　行孝八ヶ所抄寛文八年火失
定家雑記　百首　雅俊筆
愚風補抄　重定院五位筆

詠ゝ記　堯雅筆
七秋詠藻　逍遥院五筆　綱利公ヘ示ち
自讃歌　後奈良院宸筆
仏也百首　姉小路宣流筆并記　逍遥院筆
新続古今　是ハ撰者雅世筆
古今六帖　四冊
無名記　二冊
詠歌大概御抄
百人一首ノ御抄
新古今ノ御抄

闕疑抄　伊勢物語之御抄引證也　三冊

此哥ゟノ人ゟ名ゟ名ス

吾妻鏡

大名寄

本朝一人一首

近江黄門遊鞍馬看花遇雨留滞

源藤孝　細川玄旨號幽斎

成群騎馬競春風　墨客騒人吟興濃

歸計催来山雨灑　櫻花知是可留公

一世上万一雖有逆心之不与其党捨妻子且奉対

殿下極毛以無別心可励忠貞事

一以御奉公之志為今度而依自分之被立之以御意

も可有御取構無御見捨様以可申事

一今度上洛之年之首尾許之記立迴隨不可見人及雖心懸

而生得田舎者之故何角依合點不参候可為之作

毫以来手前以出者之如御納所之亮無盡残之御

指南所仰以外遠國之儀以右之存分事自然

不有諸事右而之内存様之訓へ者限國者或乱明着

久憚愚意事可申上者也

右之條々於相背者
奉始上梵天帝釋四大天王下堅牢地神惣日本
國中大小神祇殊者八幡大菩薩賀茂春日大明
神別而薩州鎮守新田八幡大菩薩鹿児嶋擁護
諏訪上下大明神天満大自在天神御部類眷属
等神罰冥罰可罷蒙者也仍起請如件
嶋津修理入道
龍伯血判
天正十六年八月廿七日
石田治部少輔殿
長岡兵部入道殿

一當家様御若冠ニ皆り和哥ハ不及申文学ニも御志
アツカリシカ御勝テアニシク書籍を被調られ候ひ
ナニ仍御鉄炮ニテ鳥ヲ御打ちなされ候鳥ヲ御草鐵取
何ケ三ニ限リ射ル々ウラセフノアクヒニテ料紙ヲ御モトメ
らなされ候を御チツカラ御写になされ候御用ニ神ノ名釈
ニテ其被語りらし一ツ二御画し被牧一巻ニ丈夫ニテ附
御草リ取ハ誰ニテアルヘキヤト尋テしハウしハら下
大猿源左衛門ニテ可有之候去年細ハ當家様ハ最神ノ依
有ル人ニテ神罰ハ御草リヲ取候ニ依リテとて云々ト申
及深ク御尤ニハ口ニ限ル御鉄炮ノ流ニテ候

大塚某々ねニて祖父大塚某々入道当飯斎
ねニハ父ニアル庄山下苗一アル申

澤菴和尚年譜

慶長七年　師三十歳　題倭歌一百首　細川幽斎
玄旨批而称之

光源氏物語之筆者

桐つほ　龍山様　近衛関白太政大臣前久

はゝきゝ　也足軒　中院中納言通勝

空蝉　九条禅閤様　関白左大臣植通公

夕顔　妙寿　曼殊院宮良恕

若紫　冷泉宰相中将殿　季光

末摘花　妙法院　良照

紅葉賀　冷泉宰相中将殿

花乃宴　三妙

あふひ　小納言

賢木	也足軒
花散里	女御
須广	曼殊
明石	幽也光
みをつくし	久我殿
蓬生	中院中納言殿　親昊
せきや	小納言　景
絵合	同人
松風	四辻大納言殿　権大納言季継
うすくも	柳原殿　資淳
蕣	右大弁光廣
乙女	[illegible]
玉かつら	[illegible]
初音	花山院殿　中納言家雅
胡蝶	西園寺殿　権大納言実益
蛍	三条中納言殿　公盛
とこ夏	日野殿　資勝
篝火	也足行
野分	飛鳥井中納言殿　雅庸
行幸	[illegible]

藤はかま　冷泉中納言殿　秀真卿

まきはしら　富小路三位殿

梅かえ　三条西殿御内

藤のうら葉　桂叔　後号木村出羽

わかな上　宗巴

同　下　也八

柏木　蘭叢

よこ笛　修之三

すゝ虫　世年

夕霧　容花侍

御法　水無瀬中納言殿　氏成卿

まほろし　西洞院殿　時慶卿

匂兵部卿　[illegible]

紅梅　北小路宰相

竹河　逸見左京大夫　小西七郎次

はし姫　如也

椎かもと　紹巴

あけまき　早也三

さわらひ　福寿院　栄隆

寄生　如也

あつまや

うきふね

かけろふ

てならひ

夢のうき橋

三冊内 了仁　丹波ノ仁木右京亮

出雲のつ母　元かゝ秀清入道

四辻大納言殿

同宰相中将殿

聖護院殿

此物語廿冊先之比堂上連々借来於数人被全備之（筆者在右ニ）如今以冊主之本（以三条西家本可加校合之）被校合之由被命所令則十日而終功者可謂證本歟不可被免外見者乎

于時慶長七壬寅　叟五十三記之

也足叟素然

上巻也足軒筆
下巻幽斎公筆 九[illegible]録斎大概抄

此抄不意逢 天徳以三條相林實條卿類被仍之
同道猷處於上巻者被深安居卞巻者入念之
聖護院新宮御筆写之被送時頓厳感
之不作顧有之悼加點可備但師説
抄之上者不可備遺之冥加老之幸何事如之[illegible]仍
御記[illegible]者也

于時文禄二壬歳孟冬上澣　玄判
信卞玄方

伊勢物語見別伝流度之進附畢者也
此物語以不可説之本[illegible]御見[illegible]書不深慮之也[illegible]極

拾遺六帖前後令之同不及回辞候て拙老眼
不堪成字無可被禁外見者也
文禄第五仲夏下旬於伏見亭書之 玄判
吉田乃もとすゑの所望によりて伊勢物語書之
也因の自筆本也
古乃物語は伊勢と号す女のまきをとえらへるまこと
伊勢これを中納言ていかの家にて筆をとりてかれ
よみ一てうをとりもと見いれてことひきうけねあつまりて
おもふかはりておもひさだめてもその本をよみて
よく見ればあるしのあまたのみなとりて御すゑの

津の国の住吉にもひとえ里にすみはべりけるをあさましとおもひて拾
うし伊勢物語ものこして之のちかたら見えなし御はし
といはすといふなり
木下右衛門大夫殿より家の所望を付て筆跡
あまたのならはし之とて対者筆也
道之草漬所望を申し以頼一本をうちたえて
不顧をかへりみずうけ拙之しよう儀あるべきの筆しるしたる
いかさうかしたる事よりてはかりてあまたいふことかな
くさくし接合ならもとせいらぬ思ふ所あれば
花つまれたる事ぞもし同たしかなるもおほく

さてもしるしおきしもの常に御説をもつき
事しるすしこく

文禄五 八月三五天 玄旨 在判

右此一冊令受説訖

此物語京極中納言入道殿自筆本不違之処安藝
相公被所見之次令遂一字可違之也随有貴命
頗雖有其思不能默止遂書写之功
接合記若及于見者忽指嘲笑若宇深一秘納
為遂處耳

文禄第五丙申 仲秋三五天

法印玄旨 在判

此明月記抜書京極黄門之事 借或本写之而後所當小
倉三位入道資益以自筆本所持之令勘考之処其
後於因恩寺様定家卿令書抜被得自筆之本
写之而見其奥書也此道之至宝也仍借也是于彼
本遂手写接合加朱引訓点是為後見不々
短疑也莫免于見耳

慶長元年仲冬上澣 法印玄旨 在判

此百人一首之注釈近代往々在之或繁或略或異
或同仍雖一決而此百首者道之秘伝和歌之骨

佃利公ノ示指

因学者之肝心ニ依之旦任師説又加取捨為一冊
作者之系(ケイ)譜(フ)ホ也足軒被勘加之依繁多畧之(ス)
事ホ在之未決ノ事者皆円之達ニ開眼之時
殺可補之而已
于時慶長元年臘(ラウ)天(テン)晦日(クワイシツ)
對當夜之寒灯發寒下之陳硯記之
丹山隠士玄旨在判

此 禁中ホ建暦 上皇御製作ニ於愚昧之
身隠遁之要且慕上古之風儀又ハ傳末代
後学借也足軒本書写挍合訖訓点亦同之

吉田ノ浄性院サテ
ラモ浄性院サテラ
行巻公ガモ
ことし完八ノ
かうヽノ佐兵

深可林ホ分見本
慶長二年臘天下旬洛下玄旨在判
竹むき乃物語
此物語ハ或女房乃筆なりけるにや国王ぬ親出
宮守とも乃孫女とてゐ女きて上筆を侍さて之
侍らんかきこゝろへぬるをさしなとて哉ひく
いなひしとらとき人乃ちきゝ其まもあらぬハと
たかきまゝぬ侍しさおくしきしほとなりハ
筆みなれもことさまなれしかれハ此下さる
見えくとくいさゝ事也哉ともるせ哉まあらん

慶長元年十二月十四日　玄旨　在判

此新古今集國書東野州被書写一冊也以愚筆
令書写偏存右指擬之処也和歌感此道之執心
進跡之早莫免外見耳

慶長二年仲春下澣

幽斎玄旨　在判

右堀河院百首そのかみ書写乃まゝにて因
於田舎治本於見いてられける處ともありけるを
校合を写すを於附息越中守にまゐらせ之処
書以ゆかりの道は進むべき悪筆をも是非まいらせ候

そもし今まいらせ候之まゝ書写にあらねハ卿にも
未定本の内へ写なり他見あり
所よりして玄旨乃二代にてきこしめし其の法注釈之
完畢く

此録者以愚本被書写校合是随此名之家
業随在之間加奥書也可被禁他見者也

慶長二年極月廿二日

幽斎玄旨　在判

右録者先年借本阿弥光刹家本書写訖

幽斎　机下

今依高木右近(行由)廷尉命右筆者所書写
也此道之家業而加奥書事恐有其憚者歟
為方不被禁分見耳
慶長三年正月七日
幽斎玄旨在判

源氏物語 於江州奥書在之本也
依所望又加奥書了
此全本之由來具見右之奥書而安中納言橋
料不加一筆之旨強所望之間聊記之實一燭
當上霜者哉

慶長第四暦端午後一日
幽斎叟玄旨在判

立印松原一言
此一軸 後撰集内一枚 定家卿筆跡 見給所被以令悦目所也可謂至宝
裏札書之事去年以来在三條而所望頻道
然之間不被免之仍只今所進之所被面授之也
かしく

五月十三日
幽斎
玄旨在判
正益

伊勢物語 於宮下 私抄
此抄者為当見侍之仍深秘還歴来傳一字而今

幸随蔵稿写之志頻請書写之不能忍推遁之
許之而後若及外見者為道恒忽也不可謂不孝
故郷記物之也耳

慶長三年正月十一日

幽斎玄旨 在判

前川後伊勢物語奥書

右以愚本 京極黄門自筆 遂校合加勘物也不可謂従本忽
不可免外見者乎

慶長四年林鐘初七

丹山隠士玄旨 在判

源氏物語一部阿野宰相進之時奥書

此全本先年感得之江州建部入道弟紀所持之本云々
於外題者恵雲院太閤御筆跡也而阿野羽林天橋
歴覧之時未被携此物故也被命仍奉投贈之可
被座右者乎

慶長四年林鐘廿三日記之

丹山隠士玄旨 在判

此一冊者去比内相府御分国之言所抄可書進之而
蒙作故也今在於丹陽田邊幽斎所閑暇之日以大名
寄抄之右三の末及数首者略而奉両首元来哉

一首省重而不改於之万葉集之字於不審繁
多直加改正耳
慶長第四己亥暦仲秋初六
冊山隠士玄旨 在判
此物語先年借請之仍本令書せ之処不遂書写
而逝去年于之到彼本紛失早今於楊式本令新
写返送之許加一校於猶無不審之不被改正者也
慶長四年仲秋三五日
冊山隠士玄旨 在判
右以自筆本写之

凡和歌は天地ひらけはしまりける素盞烏尊
出雲八重垣の内出雲八重垣をよみ給ひしより
末の世のためしとなりてやまと哥の道人間に
かへりては思ひを述る国也しめ徳ここのつなるを
やつはし物の情を成く陰まもりみるに孔獣も
天空を翔る花鳥も翔て行きぬ地をはしる獣も
耳を傾く併せすへし此道より仰く忠を
偲ふといふに花を賞しつゝ虫をも
秋の蝉にかよふ絵の虫鳥獣の声を
よろつの詞をまなひかうのゆへに年をへて人を

いさむるなり今此百首にて馬おのつからくらゐをあら
はせん為稽古するをもて、はしめより四の位をあらは
圖に八足此天馬をつくれるを、又作るを
まきまへをして、はるのいそのかみをとまん
馬は心の人事つりのなるを古人乃いふく
良馬未挙鞭側耳從容人意といふ事あれは
馬もよく里を偏する鞍数ときにて人を
ゆるさゝるひのすちをまつおして古れ
かなふへし俗にも後別傳といふことを
言葉にものつくれはむつるの体まてしらお

道もすきのみちなくことに此道の事は
よろつをきらひて彼をくるとあらそひきたのきよ
なく師きまる我もし、此道百首を師傳して
二には附中我には隣して先のつから斎の位とも
してなにとかのきもるものてしこまかや
みつき山の井は庭てゆらめとしとるを

書札法様奥書之写

書札之法様若輩之到津遅手間置逼迫集之一冊也然無右衛尉依不浅免書写畢堅可禁他見者也

慶長十一年九月廿三日

幽斎
玄旨在判

三刀谷監物
潤髪抄奥書　兄

右之秘抄三箇條依初心免書写畢

慶長九年二月八日

幽斎
玄旨判

御歌書目録　　次第不同

一歌合之類

一天徳歌合　寛平菊合／殿上根合　壱冊

奥云

古来歌合之事連々類聚之而先年号中云〻

先達之遺訓者可見後成定家卿之判詞云〻依之任

当世之委合達　天聴訓以御使也新二合被催

哥大幸何事如之乎加之ね道冥加不過之者仍借

数多之本今日奉書写校合畢今且又之類冊数有

在別目録同加入箱内者也依之以　勅本奉

書写之分奥也之〻葉九沍之

慶長五年仲夏中澣

右之奥書　玄旨様御自筆也御判アリ

一内裏御歌合　応永十四／十一廿七　壱冊

奥云　以勅本奉書写校合訖

年号右同　玄旨様御判アリ

一仙洞歌合　室町　壱冊

奥書年号右同　御判アリ

一詩歌合　文明十四／同十五　壱冊

奥書年号右同　御判アリ

一御室撰歌合　壱冊　同

大内ゟ　同

一百番歌合　壱冊　同

一哥合　定綱朝臣 廣綱朝臣　壱冊

大同　同

一歌合　従三位行家 太大臣家月臨　壱冊

大同　同

一五百番歌合　二冊

大同　同

一三百番哥合　壱冊

大同　同

一住吉歌合　壱冊

大同　同

一歌合當座　建保四年八月廿二日　壱冊

大同　同

一光美歌合　壱冊

大同　同

一廣田社哥合　壱冊

大同　同

一日吉歌合　慈鎮和尚　壱冊

大同　同

一 歌合判詞　永禄 清輔永　壱冊
大同　同

同
一 判詞　建保二同五 文永二　壱冊
大同　同

同
一 判詞　壱冊
大同　同

同
一 類聚　壱冊
大同　同

同
一 判詞　壱冊
大同　同

一 持政家歌合　二冊
大同　同

一 歌合判詞　壱冊
大同　同

一 同判詞　八幡若宮撰歌合 建仁元七月十五日　壱冊　出昇橋清家
大同　同

一 百番歌合　定家　壱冊
勅本是ヒテ外歌合之類

一 百番歌合　文明十四年 将軍家　壱冊
此歌合ハ明峯寺入道持政家歌合ヲ書写之同時写

之趣由奥書彼本者也
慶長四年六月下旬　玄旨様御判
右奥書中院也足軒御筆
一詩歌合　文明十五年 将軍家　壱冊
右雄長老筆　同
一御蒙求濯歌合　壱冊
奥云 古今并同集云
右畫集詠草　同
清書慈続和西行歌併于東海道以之写一休
奥云 宰相局本傳之
奥云 延文二年五月十九日　書写畢

一歌合　民部卿元長卿家 田舎作者　壱冊　御判アリ
此歌合自田舎不可判詞於三条西実隆公被云々以御自筆草本写之者也
文禄三年孟夏中旬　御判アリ
一歌合　文明九年七夕 判詞 後成恩寺殿　壱冊
右壱冊者逍遥院様也足軒御本合畢
借也足軒之御本令書写遂校合畢　御判アリ
一時代不同歌合　壱冊
慶長四年五月廿八日　御判アリ

一百番歌合　俊成卿　壱冊

奥書云

此歌合隆恩全證年自此宜施已今旅宿之
後此間書番了皆門撰集歌少々除之柳量
是猶分別歟定而維紫至極し

永仁四年六月下旬　慶融記之

寫本云

永仁六年十月十日以相摸金旅宿以彼自筆本
書寫之　権少僧都判

奥書云

右奥書之本不違寛説之以深秘筆徳違
本早卒終功者也

天正十六年　端午　素然

一卅五番歌合　道賢自分　壱冊　式部卿御判

奥書

右一冊道賢法師自歌合也仲本以親王御方
申出書寫畢以本様相傳説勅筆也未違候也

于時永禄十二暦己六月上八日

正五位下行左近衛権少将源通勝

以右之奥書之本書寫校合畢　御判アリ

一歌合　仙洞廿人　建仁元三廿九　水無瀬殿歌十五番　同

一云華五十番歌合　壱冊

奥書云
此歌合者自今書写不持之処ニ以朔書之僻字
等如今　以影本令書之加勘校猶不審之
事等如元以推量略之為備後年重可遂紀決(?)
者也
文禄第四重陽前一　冊山隠士御判

一 宮河歌合　壱冊
奥書云
文治五年八月日書写之
清書伊経朝臣云々　銘九条殿(?)　後京極殿之
大也(?)足御筆　定信(?)様御判

一 歌合　部類　壱冊　同然判

一 春(?)十首歌合　光明峯寺入道摂政家　壱冊
此歌合旧見尚書光廣所持之歴覧之處下国(?)
之時被随身仍申請則書写校合訖猶有不審
無益(?)若求同説者可加改正耳
文明十四年　将軍家歌合同時書写了
天文(?)第四乙亥　林塘下瀚(?)

一 貞永歌合　壱冊　御判アリ

一 遠嶋歌合　壱冊　同　御判アリ

一 新玉津嶋社歌合　壱冊　同

一　十首歌合　建長　壱冊

建長五年四月十六日　蓮性

古本奥書云

元亨第三之暦應鐘二十九之候依朋友之命染

蒙時之筆後人之嘲言猶已了慙恥然而慕

先賢之蹤為下愚之師故也雖亦有人雖嘲蹤

毫之拙負遮至而無遺小端之恨時也時而間

謙野草頻瀨獨倚几案閑令筆而已

玄旨様御判有り

明日山中長重写之　右本写し

此歌合先年書写之令校畢以古本をこれをうつし者也

校正　但和泉家卿進　後嵯峨院御宇之　件本也云々寺　行尹卿　筆跡云々とも神

妙也

慶長第三季秋中五　丹山隠士　文御判

一　六百番歌合　四冊　此内壱冊　右筆　残中院様御筆

一　禁秘御抄　壱冊　也足軒御筆

此禁秘御抄建暦　上皇御製作云々校勘

之間施雖非要且慕上古之風儀又相傳来代

好学借之足新之不書写校合訖訓点亦同之深可

禁外見耳

慶長三年臘月下旬　法印玄旨　在判

右之一冊者数度御所望故異書玄旨様

一紀氏新撰　壱冊

右　幽斎様御自筆

一五代簡要　二冊　第一第二　古今　後撰　拾遺　後拾遺

此外　外題五代簡要　幽斎様也是判　御存命　後奈良院宸翰　者聖護院門主御筆也

之次第不意所覧如斯之御秘本雖較遮眼触

乎以故密々請令卒令書写之不是年手

於彼一冊者或略首句或除詞書如今之勘集

以仮名頭加之為備忽忘之技也

一平忠度朝臣百首　天正十九年秋下旬　法印玄旨　在判　壱冊

此一帖以懐自筆巻物也奉写之自筆也冥助也

不案可悲云新今云定家九首通非一隠所帰也

猶豈所求在浅深可林之外見而已

延宝二年林鐘三日　右中将　在判

以右本写之

此百首以自筆写之云々借件本加書写校合訖

右　幽斎様御自筆　御判アリ

一亞槐集　壹冊

此集借請飛鳥井本令書之訖可謂證本歟　御判アリ

一聴雪和歌抄 百首部類　壹冊　御判アリ

一和哥書様并諸師説　壹冊　御判アリ

一出雲国風土記　壹冊

以江戸内府御本令書写遂一校畢

寛永二乙年冬十月望前三日

奥書如右　御判アリ

一出雲国風土記　壹冊

以或本遂書写校合、所々有不審、重得證本

可直之者也

文禄三年四月五日　御判

奥書御自筆

一今花集　大壹冊　御判アリ

一閑居抄　壹冊

以也足軒本令書写之遂一校畢

寛永二乙年冬十月下澣　御判アリ

奥御自筆

一 砂石集 抜要　壱冊

右砂石集作者三井寺[illegible]之坊（梶原景時甥）入道の作なれともそれ/\の所見乃[illegible]なりしを世に[illegible]しと思ひまして尾州乃本情といふ所にひき[illegible]之法井に入滅といひ[illegible]事也此集[illegible]見[illegible]教[illegible]乃[illegible]勝乃[illegible]之依[illegible]書写[illegible]これと[illegible]之[illegible]ひろひのこしたにいま[illegible]愚紙の[illegible][illegible]書[illegible]しなえ[illegible]卿[illegible]記之也

文禄五年神無月三日

奥ニ[illegible]　御判アリ

一 為家卿和歌（五百千首　一夜百首）　壱冊

或本令書写一校畢

文禄四年三月日

奥書御自筆　御判アリ

一 逍遙院殿御詠草　壱冊　御判アリ

一 勅撰名所和歌抄 上下　二冊

此物撰名所和歌抄古東花人恭識手書寫
之遂一校了
藤孝 御判

一冨士御覧日記　奥書御自筆　雅世ヾ 豊孝　壱冊 御判アリ

一大和物語　壱冊
此物語第三雖加勘校猶錯字落字不審
事不少矣求同謬本而可重令校合者也
文禄第五丙申歳仲秋三五夭
大蔵卿法印　奥書　玄旨御判アリ

一詞林采葉抄　五冊　三 三四 五六 七八 九十
此抄十巻五冊令和抄之処虫損之間加新写
訖相彼本者書生但阿遺之作者依相同門也
奥書御判アリ

一いさよひの日記　壱冊
此道之記始而一覧之次則借請書写訖是所雇筆
如法師之筆也遂勘校之後以他本重而読合之
者也
慶長第三暦孟冬廿九日
御判アリ

一幼童抄　連歌師宗長筆　壱冊　御判アリ

一代始和抄　秘々　也足軒御筆　壱冊　御判アリ

一年中行事　御製作　壱冊

此壱冊者雖　宸作秘抄意二位法印玄旨
所写之儀令呈者也
天正十九暦仲穐中八
五十三齢　右槐亭御判

右今出川晴季公御筆

一八雲御抄私記　稱名　壱冊

右一冊ハ以三条羽林御本書写之遂校合者也

一名所百首　建保　壱冊　御判アリ

一瑤雪集　奥書也足軒筆　上下

此一冊者逍遥院殿御詠哥也連々所望之処借
用之号瑤雪集之跡而先誰人所作執心之間加
書写了於此間可令秘蔵者也
文禄五年正月十八日　御判

一百首和歌　土御門院　柏原院　壱冊

借也足軒御本書写并同之加一校者也　御判アリ

一公事根源抄　壹冊

此抄ハ吉田二条兼良公ナリ書写之以筆記根籍引
更借也足利之ト写之同加假名之後受衣相
府兼良公為御説可為読本而已
文禄廿四仲春上澣　御判アリ

一和訓押韻　壹冊

天正廿壬辰歳季春上澣　夢槌五十九　御判アリ

一和漢朗詠集注

此朗詠集注全部四冊外ニ不可尋之於薩刀不ニ足

一覧之次感得之加修補時節記之由耳
寛文七二年孟夏中三日　御判アリ

一蘩牛枝抄　壹冊

是本とこの世にかくれ有ける物の名を春夏
秋冬にわけて草木鳥虫の名を集めて
ふるきことのはを巻ごとにかきあつめしるしおく
はかなきことの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あやなりける事を能ばにあらねばみだりにかゝす
いろ／＼きこえし折は国々の物の名をとそへくち
とりはなち由るよしあれど是二年ばかりとかや
ひさしく御作比久米のよるとならぬをつゝしき趣の
名なとをまねよむ草なとゝのみとゝ侍りける
哉とよ秋ならし光思ひの事のあらまほしく此書に
見ゆる事はことのはをとらのものをはいりえ侍
十一月あまりてかきとめのなかくきこゆる
斉題乃人々おもひねぶる方にもたるゝ事は
なくして(き)ちなくされはものゝとくにさる

しゆりよ文字といへば枝葉華林集とこそ
これ慶問とふるでこれあれば承給はゝわたる
そのうちにも能書ねきて名をとゝめむとす
御も侍る今此愚老が文字の一枚をとゝ
ちらあれともあとがきなれば攀枝と号すとて
家の外よりかずあきらかなる守只硯のわたりとよ
遺(き)の日のかきとも一筆ながら思ひ出の小筐にし
我十あまりわかのしよし文月中の八日にしるし
とゞめし侍りぬ

右奥書御自筆　御判アリ

一古今和歌六帖　六冊

以花金吾秀直申出
禁裏本御本　行能卿筆、高子四年、無別外題、則同筆也　仍行数仮名遣
或落字異本等有之、是如本奉書写校合訖、尤秘
本也、不可出窓外者
文禄四年仲秋廿日　法印玄旨御判
右寿三之表紙奥書御自筆

一明題部類抄　壱冊

以三條西林御本令書之、校合訖　御判在

一長恨歌　壱冊　清三位入道右自筆ト奥ニ有リ

一
此歌行写清三位入道道白訓点、其謂者詠歌大概
白氏文集第一第二之帙、常可握翫深通和歌之心云々、以
之卿ね差彼義之
兵部侍郎藤孝御判

一六家集　壱冊

此六家集借曽我氏庫、手書写之、猶一校畢
御判有リ

一鴨長明海道記　壱冊

此海道記始而一覧之、則令書生加校合、然而彼本
不審甚多之、亦以他本可改正耳

寛文三年季秋中澣　御判アリ

一柏玉集　上下　御判アリ

一無名抄　弐冊

此抄不指名未審候之間以愚昌相考書之

一奥書ハ批為書寫ノ事

慶長三年孟秋初六　御判アリ

一新古今集作者目録　壱冊　香集拝見

此作者部類以故近大寺前内府〔三継公〕御筆書写

接合ノ事　御判アリ

一新撰六帖和歌　六冊

此新撰六帖連々書写之志而未求得之所也豈

軒勅本之儀内々希望之處宮庫亦欠之哀

諸人之寄前九府　陽明　御本被借下故之所

此本條作之通之頗求得説云名將写置類

之由於任加　厳詞仍則遂書写接合説頗雖

不審繁多何之説本如之乎

于時慶長庚子孟夏上旬記之　御判アリ

右第四巻　書秋御自筆奥書有

一六帖拔萃　但存　新撰　壱冊

大永第七臘廿六令〔三条院実之〕於林令書之　林宗甫御本

中書之秘抄灯下校集者也歌数毎題五首也

右同前勝名院右相府御奥書也

以右之本書写校合訖可為證本耳　流判

一和歌色葉　壱冊

以或本書写之遂一校畢　御判アリ

一歌枕名寄　十五冊

此并枕名寄於六巻并未勘上下〈為十五冊〉年来

不尽之処如今御下国之附中院三條羽林法

家本不日遂書写加校合畢於非無不審者

類本重而可令改正耳

文禄三年初秋之天　御判

右之内一二三之巻足利殿御筆　六之八御筆

一河海抄　拾冊

此抄出中院三條羽林　實條御執本　逍遥院内府御自筆

借請之之手令書写遂一加勘校畢尤可謂

證本者也堅可禁出外見耳

天正十年孟秋中七　御判アリ

一花鳥余情　拾冊

此抄以三条羽林　實條御執本遂書写校合訖

可為證本者也

天正十七年仲春日　御判アリ

一弄花　七冊

此抄者六月下旬之節也今日終書功調而也七

冊不可他見而已

永正七八月十七日

一二八明題和歌集　七冊　三條西入道前内大臣　御筆 [illegible]

二八明題集 全部七冊 加級遣　申請故聖護院准后道

増補本借數人之手書写挍合訖

御判

一續五明題和哥集　六冊

續五明題集 全部六冊 申請而大覚寺准

后 義俊 借數多之手令写功挍合畢　御判アリ

一史木抄　拾九冊

一古来風躰抄　壹冊

詠歌大概奥書

此一冊依難黙止不省愚拙忽揮禿毛畢若比窺人他披閲之節勝乃今費詞林叢花之微咲や

干時天正十一癸未春中澣

丹山隠士玄旨判

舟橋家説

又舟橋家一説
舟橋息女将軍義植ノ室ニテアリ義植早世ニテ在三渕伊賀守所へ嫁相随シ義植逝去ノ時一子身籠タニテ伊賀へ参リし於生レタマフ幽斎之

- 兼俱卿
  - 兼致卿
  - 宣賢卿
    - 業賢卿 ― 枝賢卿
    - 兼右卿 ― 兼見卿
    - 智慶院 ― 幽斎
    - 三渕伊賀守内室
    - 平野大炊助
    - 清四郎 ― 妙佐

細川幽斎ハ實ハ又ハ其時ノ公方ノ御子也然ルニ此時分公方ノ家危ニ付テ細川刑部大輔ヘ養子ニ遣ス後ニ刑部大輔實子出生ニ付公方ヘ御免也テ三渕伊賀守智慶院ノ姉婿ナルニ付テ三渕ヘ預ケ置レ幽斎廿六才ノ時公方伊勢ヘ御出奔ノ時幽斎御供ス

系図伊勢守へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
家ハ夕細川細川幽斎
[illegible]
中古[illegible]
又[illegible]
醫師梅[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御葉ニ功アリシ由ニテ将軍ノ内西ノ岡ノ地ヲ知行ノ所
在名ヲ付給フ後ニ細川刑部大輔跡断絶ノ所細川ヲ名乗リ
申サレシ也幽斎母ハ宮川モ智恩院ノ子ニテ若狭ノ国宮川ト云
大名ヘ嫁ス十八ニテ後家ニナリ申サレシ子ハ建仁寺ノ雄長老ヘ
右ハ舟橋枝賢卿ノ姉ニテ光院幽斎ト兄弟ノ様ニテ生立ニナレ
継母ヲウケシ後ニ下ノ事ニテ舟橋枝賢卿ノ将内室ハ細川
刑部大輔ノ後ノ内室ニテ有シカ是ハ光院ト幽斎トハ一代也
ニ候テ居テ申シ

百人一首鈔奥書之写

一慶長三正十八ヨリ於城中倉幽齋講談十首
至蝉丸哥　十九日懈怠予頭痛　廿日千首至元
良親王哥廿一日千首至忠岑哥廿二日千首至
平兼盛哥廿三日千首至藤義孝哥廿四日欠於
斉瓢菴有連哥廿五日千首至小式部内侍
哥廿六日自伊勢大甫哥至終而四千首是明
日上洛故也

聴聞衆　母堂　正壽 予姨母也 母堂姉也　少納言良昭等也

与十郎 予舍弟 孝紀

幸隆記之　判

今般能相紀ニ出庫し彼志ニ感し錦城之処碑ヲ託
之し勤し只今以勅定退候し先山院ニ一筆し右ヲ仰をさし
為可然御取計被下候

九月十三日　遠安　喜多利

温井義助殿　内

此間義助ゟ遠安公ニ申来し内彼小郡北ゟ相冊候錦城ゟ附し
感状也関係ニ御義明者等へ付ゟ奥相内ニ錦城ゟ中来（又其先御義大名錦城之）
遠安ゟ寿し義此城之早国相し相ニ後義一人し相ニ仰付
於其所ハ隠居又も人ならす其中なりてに有し由大方之人し
記し相な遠安公之行し由を結用碌錦華院之物語也

内蔵助子ニハ又三郎と申も候ツ、又三郎為之も候え共、用ニ立不申候
如此申付候、此果し又三郎ハ様ニ於播州立候、大坂城ゟ
三千分寄候九ニ於御又三郎も覚在候て旅之

九曜肩衣紋之事

一此紋入着、信長公御秘蔵之御下着にて其以後細川
越中守殿へ被下、此時ゟ越中殿九曜肩衣ニて世間ニて申、然れ此紋入ニ而候
是ハ後坂井屋道味と申者之方ハ余りも不残候以上

霜月十八日

道味

[illegible]

九州大學圖書印

百〇三